

第108期 定時株主総会 招集ご通知

日 時

平成29年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所

三重県松阪市中央町520番地の1
当行教育センター 4階大会議室

目 次

第108期定時株主総会招集ご通知	1
<添付書類>	
第108期事業報告	3
計算書類	26
連結計算書類	30
監査報告書	33
<株主総会参考書類>	
第1号議案 剰余金の処分の件	36
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9名選任の件	37
第3号議案 監査等委員である 取締役4名選任の件	42
インターネット等による議決権行使 のお手続きについて	46
株主総会会場ご案内図	

キラリと光るあなたの銀行
第三銀行

証券コード：8529

(証券コード 8 5 2 9)
平成29年 6 月 6 日

株 主 各 位

三重県松阪市京町510番地

株式会社 第三銀行

取締役頭取 岩 間 弘

第108期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第108期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年 6 月 23 日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

2. 場 所 三重県松阪市中央町520番地の 1
当行教育センター 4 階大会議室

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第108期 （平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月 31 日まで） 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第108期 （平成28年 4 月 1 日から
平成29年 3 月 31 日まで） 連結計算書類ならびに会計監査人および
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 9 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 4 名選任の件

4. 議決権行使について

議決権は株主の皆さまの大切な権利です。「株主総会参考書類」をご検討のうえ、下記3つの方法をご参照いただき、ご行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会ご出席

開催日時 平成29年6月23日(金曜日)午前10時

当日ご出席の際は、本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



郵送

行使期限 平成29年6月22日(木曜日)午後5時40分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。



インターネット

行使期限 平成29年6月22日(木曜日)午後5時40分まで

後記の「インターネット等による議決権行使のお手続きについて」(46頁から47頁まで)をご参照のうえ、パソコン、スマートフォン等から当行の指定する議決権行使ウェブサイト(<http://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従って議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

●重複行使の取り扱い

- ① 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご承知ください。
- ② インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 次の事項につきましては、法令ならびに当行定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.daisanbank.co.jp>)に掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ①計算書類の個別注記表
 - ②連結計算書類の連結注記表
 したがって、本招集ご通知の添付書類に記載されている計算書類及び連結計算書類は、監査等委員会および会計監査人が監査報告および会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であります。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト (<http://www.daisanbank.co.jp>) に掲載させていただきます。

添付書類

第108期（平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、本店のほか支店等において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを中心に、高度化・多様化するお客様のニーズに応えることにより、地域金融機関として地域社会に奉仕し、お客様に信頼され、親しまれる銀行になることを目指しております。

(経済金融情勢)

当期の国内経済は、公的需要の進捗が下支えとなる中、緩和的な金融環境の下で住宅投資が増加し、後半にかけては輸出が回復したことから、景気は緩やかに回復しました。

需要項目別にみると外需は、前半は円高の影響などから輸出が伸び悩みましたが、後半は世界経済の回復を背景に、電子部品や自動車の輸出が上向いたことから持ち直しました。

内需をみると、住宅建設は、アパート建築が増加したことから貸家が全体をけん引し、増加基調で推移しました。また公共投資は、平成27年度補正予算や、平成28年度予算が前倒しで執行されたことから、特に前半は緩やかな増加が続きました。一方で、個人消費は、消費者の節約志向が根強く、またインバウンド消費の勢いが鈍化したことから、弱い動きが続きました。

このような情勢のもと、鉱工業生産は、前半は昨年4月に発生した熊本地震の影響などもあり、足踏みがみられましたが、後半は海外市場での需要が伸びたことも追い風となり、回復が続きました。雇用情勢は、完全失業率が3%台前半の低い水準で推移したほか、有効求人倍率も改善傾向で推移しましたが、一方で、人手不足が深刻化しました。

物価動向については、国内企業物価は、前年同月比マイナスが続きましたが、原油価格の復調と円安による輸入物価の押し上げから、1月プラスに転じました。消費者物価（生鮮食品を除く）も同じく前年同月比マイナスが続きましたが、1月プラスに転じました。

なお、三重県内の鉱工業生産は、持ち直しの動きがみられました。雇用情勢は、有効求人倍率が全国水準を上回って推移するなど、改善しました。

金融情勢については、昨年9月に日銀は、金融緩和強化のための新たな枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入を決めました。一方、景気回復が続く米国のFRBは昨年12月、1年ぶりの政策金利引き上げを決定し、3月には、さらに利上げを行いました。このような状況のもと、国内無担保コール翌日物金利はマイナス金利で推移しました。長期金利（新発10年物国債利回り）については、前半は日銀の大量国債購入による需給面での下支えと、マイナス金利政策の効果もありマイナス圏での動きに終始しましたが、後半はトランプ新米国大統領の財政拡大路線への思惑から、米

長期金利が上昇したことなどを背景にプラス圏に入りました。

円相場（対米ドル相場）は、前半は昨年6月英国のEU離脱が決定した影響から一時99円をつけるなど、円高基調で推移しましたが、後半は日米金利差拡大から円安ドル高が進行し、期末にかけては111円前後で推移しました。

（当行の業績）

このような経営環境のもと、株主の皆様をはじめお客様のご支援をいただきながら、役職員一同総力を結集して業績の向上と確固たる経営基盤の拡充に努めました結果、次のような業績となりました。

預金につきましては、期中85億円増加し、期末残高は1兆7,970億円となりました。貸出金につきましては、期中108億円増加し、期末残高は1兆2,601億円となりました。有価証券につきましては、期中183億円減少し、期末残高は5,903億円となりました。

損益状況につきましては、マイナス金利政策を背景に資金運用収益の減少が大きく、経費削減に努めるとともに、有価証券関係損益の増加を図りましたが、経常利益は前期比5億82百万円減少し53億44百万円となり、当期純利益は前期比4億68百万円減少し32億12百万円となりました。

店舗につきましては、期中の異動はなく、期末の店舗数は98店舗（うち出張所3か店）となっておりますが、昨年7月に津駅西支店をリニューアルいたしました。また、店舗外現金自動設備につきましては、「大矢知支店 マックスバリュ山城店出張所」を新設する一方、「名張支店 パークシティなばり出張所」ほか2か所を廃止した結果、期末設置箇所数は124か所となっております。

顧客サービス面につきましては、平田駅前支店と徳重支店に設置しております資産運用相談、ローン相談、保険相談の総合窓口である「暮らしのコンサル広場」の営業時間を平日・休日とも拡大し、お客さまの多様なニーズへの対応を通じて、よりきめ細やかなサービスの提供に努めております。

商品面につきましては、幅広い資金運用ニーズにお応えするため、二重通貨定期預金「二刀流」および単位型投資信託「花菖蒲」など商品ラインナップを拡充するとともに、投資信託購入時手数料の無料化（ノーロード）キャンペーンを実施いたしました。さらに、冬のボーナスキャンペーンに合わせ、「お伊勢さん菓子博2017」をPRするため「いせわんこ定期」を発売するとともに、お子さまのお年玉用口座開設キャンペーンとして特別金利を付したお年玉定期「未来日記」を取扱いしました。また、様々なライフステージでご利用いただいておりますローン商品である、カードローン「SUN」、教育ローン「青春時代」、マイカーローン「速〜い」のご利用限度額の引き上げ等により利便性を高めたほか、創業を計画している事業者の方にもご利用いただける「ビジネスローンS」の取扱いを開始いたしました。

CSRの面につきましては、当行がお客さまから受け取る手数料の一部をもとに、地域の学校や福祉施設、医療施設等に寄贈することで地域経済の発展に寄与することを目的とした、さんぎんCSR私募債「地域とともに」の取扱いを開始いたしました。また、これまでの三重県内12市町に加え、新たに3市（桑名市、尾鷲市、奈良県桜井市）との間で高齢者支援事業等に関する協定を締結し、行政・地域と一体となった取組みを進めております。さらに、熊野古道の保全を通じて地域社会の発展に寄与する目的で発売しております「熊野古道定期」を引き続き取扱い、お預け入れ残高に応じた寄付金

(100万円、今回で12回目)を三重県に贈呈いたしました。そのほか、少子化対策子育て応援の一環として「子ども応援隊育成事業」への参画や「インターンシップ」「中学生職場体験」を通じた、子ども・若者のキャリア形成の支援等の推進活動が認められ、平成28年度「子供と家族・若者応援団表彰」の「子育て・家族支援部門」において、内閣総理大臣表彰を受賞いたしました。

地域密着型金融に向けた取組につきましては、事業性評価に基づく融資や経営者保証に関するガイドラインの活用に積極的に取組み、地域の中小企業等のお客さまへの円滑な資金供給に努めるとともに、創業・新事業開拓支援、経営相談、早期事業再生支援、事業承継支援など最適なソリューションの提供に取組んでまいりました。また、国や各自治体が掲げる「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関する情報を共有し、「地方創生」で地域金融機関に期待されるサポートの一環として、「さんざん成長事業応援投資事業有限責任組合」を設立し成長事業を応援するとともに、地方創生、地域産業・経済の発展に資する事業に取組む中小事業等のお客さまがご利用いただける地域産業資源活用ファンド「チャージ」の取扱いを開始いたしました。そのほか、空き家対策に対応するための「空き家活用ローン」や移住者促進を図るための「移住者向け住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。

また、平成29年2月28日開催の取締役会において、株式会社三重銀行との間で、持株会社設立による経営統合に向け協議・検討を進めていくことについて基本合意することを決議し、基本合意書を締結いたしました。

(当行が対処すべき課題)

地域経済は、少子高齢化や人口減少が進みつつあり、経済規模の縮小や地域間格差の拡大が懸念されております。また、日本銀行の新たな金融政策の枠組みとして「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」の導入により、長期金利は引き続き低位で推移していることに加え、金融機関間の競争がますます激化するなど、私ども地域金融機関を取り巻く経営環境は、一段と厳しさを増しております。

こうした中、当行では、最終年度を迎えた「新世紀第2次中期経営計画“ジャンプ アップ!”～お客様とともに～飛躍のステージver.2」において、収益力の強化を最大のテーマと位置づけしたうえで、ビジョンとして「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」を掲げ、当行の有する店舗ネットワーク、人的ネットワーク、情報ネットワークなど、あらゆるネットワークを各地域の商流に活用することにより、地域の皆様の成長・発展をサポートし、地域経済の発展に貢献することを目指しております。

具体的には、新たに再編した営業本部の体制のもと、地域の市場特性等を踏まえたきめ細かい地域別営業戦略を策定・推進するとともに、本部・営業店間の緊密な連携を通じて、様々なライフステージにある中小規模事業者等の皆様の事業内容や成長可能性などを適切に評価（事業性評価）したうえで、これらを踏まえたソリューション営業の推進など、コンサルティング機能を最大限発揮することにより、より密接で安定的な取引基盤の確立・強化を図ってまいります。

加えて、企業ニーズ等の収集・蓄積を行い、当行のネットワークに流れる情報の質と量の向上を図ることで、お客さまの販路拡大など本業支援に係る取組強化を通じて、地域経済の発展に貢献してまいります。

地域の個人のお客さまに対しては、営業チャネルやサービス内容をさらに拡充し、ライフサイクルに応じた様々なニーズに的確に対応してまいります。

さらに、本部人員の見直しや業務の合理化による営業人員の創出など、業務プロセス改革（BPR）の積極的な推進により、経営リソースの再配分を実施してまいります。

こうした取組みにより、銀行全体の営業力をさらに底上げすることで収益力を強化し、「新世紀第2次中期経営計画」のビジョンである「ネットワークで地域の未来を切り拓く銀行」の着実な実現を図ってまいります。

また、株式会社三重銀行との経営統合検討に関する基本合意に基づき、統合の相乗効果を発揮することにより、三重県、愛知県及び近接地域における経済活性化の実現に向けて地域との信頼関係を更に強化し、お客さまから愛され、お客さま、地域とともに成長する金融グループを目指し、平成29年9月の経営統合に関する最終合意、平成30年4月の持株会社設立に向けて準備を進めてまいります。

今後とも、役職員一同総力を結集して、ますます多様化・高度化するお客さまのニーズに的確に対応できるよう取組んでまいりますので、引き続き格別のご支援、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預	金	17,532	17,819	17,884	17,970
	定期性預金	10,451	10,364	10,253	9,833
	その他	7,080	7,454	7,630	8,136
社	債	118	117	117	69
貸	出金	11,898	12,235	12,493	12,601
	個人向け	3,229	3,303	3,341	3,426
	中小企業向け	6,131	6,220	6,630	6,782
	その他	2,537	2,711	2,522	2,392
商品有価証券		10	9	10	12
有	価証券	5,880	6,076	6,086	5,903
	国債	2,394	2,358	2,271	2,103
	その他	3,486	3,717	3,815	3,799
総資産		19,058	19,516	20,119	20,094
内国為替取扱高		63,210	58,342	59,658	57,970
外国為替取扱高		百万ドル 512	百万ドル 471	百万ドル 387	百万ドル 377
経常利益		百万円 6,205	百万円 6,894	百万円 5,926	百万円 5,344
当期純利益		百万円 4,446	百万円 4,198	百万円 3,680	百万円 3,212
1株当たり当期純利益		円銭 22 27	円銭 20 96	円銭 181 62	円銭 157 42

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、当期純利益を期中の平均発行済株式数（自己株式数を控除した株式数）で除して算出しております。
3. 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。1株当たり当期純利益は、平成27年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算出しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,400人	1,420人
平 均 年 齢	39年 3月	39年 9月
平 均 勤 続 年 数	16年 6月	17年 0月
平 均 給 与 月 額	409千円	420千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇用および嘱託を含んでおりません。
2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
三 重 県 内	64店 うち出張所 (3)	64店 うち出張所 (3)
愛 知 県 内	18 (一)	18 (一)
岐 阜 県 内	2 (一)	2 (一)
大 阪 府 内	6 (一)	6 (一)
奈 良 県 内	2 (一)	2 (一)
和 歌 山 県 内	5 (一)	5 (一)
東 京 都 内	1 (一)	1 (一)
合 計	98店 (3)	98店 (3)

(注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を124か所（前年度末126か所）設置しております。

- 当年度新設営業所
該当ございません。

当年度において次の店舗外現金自動設備を新設・廃止致しました。

- 店舗外現金自動設備の新設（次の1か所）
大矢知支店 マックスバリュ山城店出張所 三重県四日市市
- 店舗外現金自動設備の廃止（次の3か所）
名張支店 パークシティなばり出張所 三重県名張市
大矢知支店 山城出張所 三重県四日市市
平田駅前支店 本田技研鈴鹿第三出張所 三重県鈴鹿市

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ございません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	774
---------------	-----

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
津駅西支店の建替	138
ソフトウェアの取得	325

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ございません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資 本 金	当行が有する 子会社等の 議決権比率
三 銀 ビ ジ ネ ス サ ー ビ ス 株式会社	松阪市中央町 527番地の1	現金整理業務	昭和55年 7月24日	30百万円	100%
三銀コンピューターサービス 株式会社	松阪市中央町 520番地の1	コンピューターに よる計算受託業務	平成4年 1月10日	20百万円	100%
三 銀 不 動 産 調 査 株 式 会 社	松阪市長月町 88番地の21	担保不動産評価業務	平成4年 2月14日	20百万円	100%
三 重 総 合 信 用 株 式 会 社	松阪市中央町 303番地の1	信用保証業務	昭和49年 4月1日	40百万円	5%
第三カードサービス株式会社	松阪市中央町 303番地の1	クレジットカード業務	昭和63年 4月1日	60百万円	5%
三 重 リ ー ス 株 式 会 社	松阪市宮町 172番地の8	総合リース業務	昭和50年 6月28日	80百万円	5%

○ 重要な業務提携の概況

1. 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＳＣＳ）を行っております。
2. 第二地銀協地銀41行、都市銀行５行、信託銀行３行、地方銀行64行、信用金庫265金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合133組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連721（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 第二地銀協地銀41行の提携により、ＩＳＤＮ回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称ＳＤＳ）を行っております。
4. ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. セブン銀行、イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した現金自動設備による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. みずほ銀行、イオン銀行、大垣共立銀行、三重銀行、百五銀行、愛知銀行、中京銀行、三重県内５信用金庫および三重県下ＪＡバンクと、現金自動設備の相互利用提携において、現金自動引出しに伴う他行利用手数料を相互に無料とするサービスを行っております。
7. イオン銀行、大垣共立銀行および三重銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(平成28年度末現在)

氏 名	地 位 及 び 担 当	重要な兼職
谷 川 憲 三	取締役会長（代表取締役）	松阪商工会議所 会頭
岩 間 弘	取締役頭取（代表取締役）兼執行役員 秘書室担当	
井 口 篤	常務取締役兼執行役員 総合企画部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、証券国際部、 人事総務部担当	
藤 田 隆 弘	常務取締役兼執行役員、融資本部長 融資本部、事務統括部担当	
浅 野 章	常務取締役兼執行役員、営業本部長 営業本部、経済研究所担当	
北 村 晶	取締役兼執行役員 営業本部地区営業部長兼本店営業部長	
坂 本 康 隆	取締役 監査部長	
川 村 和 弘	取締役兼執行役員 融資本部副本部長兼企業支援部長	
山 川 憲 一	取締役兼執行役員 営業本部副本部長	
濱 岡 正 己	取締役（常勤監査等委員）	
梶 本 力	取締役（監査等委員）	
土 橋 伸 好	取締役（監査等委員）	
中 川 昇	取締役（監査等委員）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員）濱岡正己氏、土橋伸好氏および中川昇氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 社外取締役である濱岡正己氏、土橋伸好氏および中川昇氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
3. 情報収集その他監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために取締役（監査等委員）濱岡正己氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役（常勤監査等委員）濱岡正己氏は、日本銀行出身者として豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等（うち報酬以外）
取 締 役 (監査等委員を除く)	10名	183 (41)
取 締 役 (監査等委員)	4名	30
計	14名	213 (41)

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会において、確定金額報酬年額200百万円以内、当期純利益〔単体〕の0.9%を総支給額とする業績連動型報酬上限額60百万円（ただし、当期純利益〔単体〕が1,500百万円未満の場合、支給額は0円とする。）、株式報酬型ストック・オプション年額40百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員である取締役）の報酬等の額は、平成27年6月24日開催の第106期定時株主総会において、確定金額報酬年額50百万円以内と決議いただいております。
4. 上記には、平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
5. 上記報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等47百万円（うち賞与9百万円）は含んでおりません。
6. 上記報酬等の額には、当事業年度に係る業績連動型報酬11百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名 11百万円）、株式報酬型ストック・オプション30百万円（取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名 30百万円）を含めております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
土 橋 伸 好	当行は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としております。
中 川 昇	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ございません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会及び 監査等委員会への出席状況	取締役会及び監査等委員会における発言 その他の活動状況
濱 岡 正 己 (監査等委員)	5年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査等委員会14回中14回	日本銀行出身者として、豊富な金融実務経験と幅広い知見を活かして、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
土 橋 伸 好 (監査等委員)	4年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査等委員会14回中14回	三重県行政における豊富な経験と幅広い知見を活かして、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。
中 川 昇 (監査等委員)	2年9ヶ月	取締役会 17回中17回 監査等委員会14回中14回	松阪市行政における豊富な経験と幅広い知見を活かして、客観的な立場から取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための監査及び助言・提言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支 給 人 数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	3 名	26	—

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数	発行可能株式総数	
	普通株式	70,000千株
	A種優先株式	70,000千株
	発行済株式の総数	
	普通株式	18,435千株
	A種優先株式	6,000千株

(注) 平成28年6月24日開催の第107期定時株主総会決議、普通株主及びA種優先株主に係る各種類株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式及びA種優先株式の単元株式数を、いずれも1,000株から100株に変更する定款変更を行いました。これにより、普通株式及びA種優先株式の単元株式数を10株につき1株の割合で株式併合を実施し、普通株式及びA種優先株式の発行可能株式総数は、いずれも630,000千株減少し、70,000千株となっております。また発行済株式数につきましては、普通株式は165,922千株減少し18,435千株となり、A種優先株式は54,000千株減少し6,000千株となっております。

(2) 当年度末株主数	普通株式	9,314名
	A種優先株式	1名

(3) 大 株 主 イ 普通株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,149	11.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	1,103	6.07
第三銀行職員持株会	771	4.24
株式会社みずほ銀行	636	3.50
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	499	2.75
東京海上日動火災保険株式会社	375	2.06
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	307	1.69
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	268	1.47
日本生命保険相互会社	260	1.43
明治安田生命保険相互会社	249	1.37

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式（285千株）を控除して計算しております。

□ A種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
株式会社整理回収機構	6,000	100.00

5. 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新 株 予 約 権 等 の 内 容 の 概 要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第1回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成24年8月8日 ③新株予約権の数 1,202個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 12,020株 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年8月9日から平成54年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	5名
	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第2回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成25年8月8日 ③新株予約権の数 1,455個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 14,550株 ⑤新株予約権の行使期間 平成25年8月9日から平成55年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	7名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第3回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成26年8月8日 ③新株予約権の数 1,347個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 13,470株 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年8月9日から平成56年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名
	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第4回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成27年8月10日 ③新株予約権の数 1,345個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 13,450株 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年8月11日から平成57年8月10日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除く。)	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月8日 ③新株予約権の数 1,757個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 17,570株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月9日から平成58年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	9名
社外取締役 (監査等委員であるものを除く。)	—	—
監査等委員 である取締役	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人 (執行役員)	①新株予約権の名称 株式会社第三銀行 第5回株式報酬型新株予約権 ②新株予約権の割当日 平成28年8月8日 ③新株予約権の数 496個 ④新株予約権の目的となる株式の種類及び数 当行普通株式 4,960株 ⑤新株予約権の行使期間 平成28年8月9日から平成58年8月8日まで ⑥権利行使価額 1株当たり1円 ⑦新株予約権の行使条件 新株予約権者は、当行の取締役、執行役員のいずれの地位も喪失した翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使することができる。	8名
子会社及び 子法人等の会社 役員及び使用人	—	—

(注) 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したため、新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年1月29日に発行した120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）の事業年度末日における新株予約権の状況は次のとおりであります。

株式会社第三銀行120%コールオプション条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（劣後特約付）	
取締役会決議の日	平成26年1月14日
新株予約権付社債の残高	6,989百万円
新株予約権の数	6,989個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（注）	3,392,718株
新株予約権の行使期間	平成26年3月3日から平成31年4月25日まで
新株予約権の発行価額	無償

(注) 平成28年10月1日付で普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、10株につき1株の割合で株式併合を実施したことに伴い、転換価額及び新株予約権の目的となる株式の数を調整しております。社債の残高につきましては、調整後の転換価額（2,060円）で除して得られた最大整数で表示しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 大村 真敏 指定有限責任社員 石川 琢也 指定有限責任社員 伊藤 智章	50	・ 当行監査等委員会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積額の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人が所要の監査体制・監査時間を確保し、適切な監査を実施するために本監査報酬額が妥当な水準であると認められることから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。 ・ 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項 新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付で金融庁より、契約の新規の締結に関する業務について、平成28年1月1日から平成28年3月31日まで3カ月間の業務停止処分を受けております。

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、上記当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当行及び子会社等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、53百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の再任の可否については、会計監査人の適格性、独立性及び職務の遂行状況等に留意し、毎期検討いたします。

当行監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるなど、会計監査人の変更が必要であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「内部統制システムの基本方針」を取締役会の決議により定め、業務の適正を確保する体制を整備しております。

なお、平成29年4月7日開催の取締役会において、下記の通り決議しております。

(1) 当行の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス態勢の基本方針として、取締役会で「経営理念」、「行動指針」、「企業倫理」を定めるとともに、報告体制等のコンプライアンス関連規定及び具体的な法令等の解説を明記した「コンプライアンス・マニュアル」を取締役及び使用人全員に配布し、コンプライアンス意識の向上を図る。
- ② 取締役は、「取締役コンプライアンス規程」に基づき、自らがコンプライアンスに誠実かつ率先垂範して取り組む。
- ③ 取締役会は、コンプライアンス改善のための具体的計画及びコンプライアンス研修計画を定めた「コンプライアンス・プログラム」を1年ごとに策定するとともに、その実施状況のモニタリングを行う。
- ④ コンプライアンス態勢の協議機関としてコンプライアンス委員会を設置し、法令等の厳格な遵守の実践状況を検証し、当行の社会的な責任と公共的使命にかんがみ長期間にわたり、清廉で透明性の高い経営を確保する。
- ⑤ コンプライアンスに関する統括部署をコンプライアンス統括部と定めるとともに、各部、室及び営業店にコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を置く。コンプライアンス統括部は、コンプライアンスに関する情報を一元的に管理し、コンプライアンス体制の整備及び維持・改善を図る。
- ⑥ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、コンプライアンス統括部を直接の情報受領者とする社内通報制度（コンプライアンスホットライン）を整備する。
- ⑦ 内部監査部門として監査部を設置する。監査部は取締役会で策定した「内部監査規程」に基づき、執行部門から独立した内部監査部門として、当行の業務全般に亘り内部管理態勢等が適切に構築され、有効に機能し経営全般の健全性が確保されているかどうかを検証し、取締役会及び監査等委員会に報告するとともに改善方法の提言等を行う。
- ⑧ 反社会的勢力に対しては、「企業倫理」に断固として対決する方針を定めるとともに、「反社会的勢力への対応規程」及び「反社会的勢力との取引に関する要領」を定める。また、統括部署をコンプライアンス統括部と定め、反社会的勢力に関する事項を一元的に統括・管理するとともに、営業店、本部及び外部専門機関との連携を強化し、反社会的勢力との関係を遮断する。

(2) 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録など取締役の執行に係る情報については、「文書規程」に基づき、取締役が常時閲覧できるよう適切に保存及び管理を行う。
- ② 情報の管理については「セキュリティポリシー」を制定し重要情報の管理に関する安全対策の基本方針を定めるとともに、個人情報の管理について「個人情報等管理規程」のほか、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を定め、情報資産を適切に管理・保護する。

(3) 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク・マネージメント・トータルプラン」に、各種リスクの管理についての基本方針、管理規程及び管理担当部署を定め、これらのリスクの総合的管理を行うための部署としてリスク統括部を設置し、適切に管理する。
- ② リスク統括部は、各リスク管理担当部署からの報告を取りまとめるとともに、問題点及び課題を抽出し、リスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は各リスクの現状を把握し、その対応策を総合的に協議したうえで決定する。
- ③ 監査部は、半期ごとに被監査部門等におけるリスクの種類、程度に配慮した監査方針、重点項目等を定めた内部監査計画を立案し、監査等委員会に報告したうえで取締役会の承認を得る。
- ④ 災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

(4) 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会で決議された基本方針に基づき、具体的執行方針を定め、また業務執行に関する重要事項を決定するため、本店に常勤する常務取締役以上の取締役全員で常務会を組織する。
- ③ 「行務分掌規程」及び「職務権限規程」を定めるとともに、重要な課題に対してはリスク管理委員会、コンプライアンス委員会などの組織横断的な各種委員会を設置し、業務の効率性の確保に努める。
- ④ 取締役会は、必要に応じて業務執行の責任者として執行役員を選任する。
執行役員は「執行役員規程」に基づき、誠実にその職務を執行する。

(5) 当行並びに連結子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 連結子会社各社は、取締役会と監査役を置き、連結子会社における業務の適正を確保する。
- ② 連結子会社各社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、これに基づき取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- ③ 連結子会社各社は、当行のコンプライアンス・マニュアルに準じ、それぞれコンプライアンスに関する基本方針を定め、適正に業務を執行する。
- ④ 総合企画部内に関連事業課を設置し、連結子会社の業務状況の管理及び当行各部との調整等を行う。特に重要な経営上の事案については、「関連会社管理規程」に基づき、各社から報告を受けることによって、連結子会社各社を適切に指導・管理する。
- ⑤ 監査部は「内部監査規程」に基づき連結子会社の監査を実施し、経営全般の健全性が確保されていることを検証するとともに、当行の取締役会及び監査等委員会にその結果を報告する。
- ⑥ 財務報告に係る内部統制の適正な整備及び運用を図り、企業集団における財務報告の信頼性を確保する。
- ⑦ 連結子会社各社は、災害等の不測の事態が発生した場合に備えて、「非常事態対策規程」及び「事業継続計画」等を策定し、これに基づき定期的な訓練を行う。

(6) 当行の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査等委員会との協議に基づき監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査等委員会補助者」という。）として、当行の使用人から監査等委員会補助者を任命する。
- ② 監査等委員会補助者の任命及び異動、人事考課については、監査等委員会の同意を得る。また、監査等委員会補助者は業務の執行にかかる職務を兼務しない。
- ③ 監査等委員会補助者は、他部署の使用人を兼務せず、もっぱら監査等委員会の指揮命令に従う。

(7) 当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに連結子会社の役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は法令等に基づき、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告する。
- ② 連結子会社各社の役職員は、連結子会社各社に著しい損害を及ぼす事実を発見した場合は、総合企画部関連事業課を通じて、直ちに監査等委員会に報告する。
- ③ 監査等委員は取締役会のほか常務会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席し、重要な決定及び業務の執行状況を把握するとともに、必要に応じて意見を述べることができる。
- ④ 監査等委員会は、当行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに連結子会社各社の役職員に、業務執行に関する事項について報告を求めることができる。

- ⑤ 当行並びに連結子会社の取締役（執行役員を含む）による法令や定款、規程等違反による不祥事について、社外取締役である監査等委員を直接の情報受領者とする社内通報制度（社外取締役ホットライン）を整備する。

(8) 当行の監査等委員会へ報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当行及び連結子会社は、監査等委員会へ報告を行った役職員に対して、報告を行ったことを理由として、不利になる取扱いを行わない。

(9) 当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 当行は、監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期、必要額の予算を設ける。
- ② 監査等委員がその職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において検討のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会の監査に関する事項は、監査等委員会で策定する「監査等委員会規程」及び「監査等委員会監査基準」に定める。監査等委員が、重要な会議に出席できることを各種の規程等に明記する。
- ② 代表取締役は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、銀行が対処すべき課題、監査等委員会の監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査等委員会が、内部監査部門や会計監査人と定期的な会合を持ち、適宜報告を受けるなど連携した監査を実施する体制を確保する。

(業務の適正を確保する体制の運用状況)

当行では、内部統制システムの基本方針に基づき、所管部署において定例的に点検を行い、その結果を取締役会に報告することにより、業務の適正を確保するための体制の整備とその適切な運用に努めております。

当事業年度における基本方針に基づく運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 職務執行の適正及び効率性の向上に関する取組状況

- ① 当行は取締役会の決議により重要な業務の執行の一部を常務会に委任し、効率的な意思決定を行っています。
- ② 当事業年度は取締役会を17回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに各取締役の業務執行状況の監督を行っています。
- ③ 取締役候補者の選定及び取締役の報酬等に関する取締役会機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置し、社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保しています。
- ④ 内部監査については、取締役会で決議された内部監査計画書に基づき、監査部が本部、営業店及び連結子会社の業務全般を対象として内部監査を実施し、取締役会及び監査等委員会に監査結果を報告しています。

(2) リスク管理体制

- ① 当行は、各種リスクの把握、回避、軽減、迅速な対応をすべく、銀行全体のリスクを管理・統括することを目的として制定した「リスク・マネージメント・トータルプラン」に基づき、リスク管理委員会において半期毎にリスク管理方針を定めています。
- ② 当事業年度は、リスク管理委員会を12回開催し、リスクの洗い出し、分析、対応策の立案及び対応状況の進捗管理を行い、その状況については、毎月取締役会に報告し協議を行うなどリスク管理の強化に取組みました。

(3) コンプライアンス体制

- ① 期初の取締役会で定めた「コンプライアンス・プログラム」について、コンプライアンス委員会においてその進捗状況を四半期毎にモニタリングするとともに、課題の把握と対応策を立案・実施し、その状況について四半期毎に取締役会に報告しました。また、コンプライアンス委員会において、四半期毎に反社会的勢力等との取引の未然防止や関係遮断などについて報告・協議を行いました。
- ② 役職員へのコンプライアンスに係る教育・啓蒙を目的として、適宜研修等を実施しました。
- ③ コンプライアンス・マニュアルに基づく「コンプライアンスホットライン制度」に加え、監査等委員会監査基準に基づく「社外取締役ホットライン制度」を整備することにより、法令違反の防止、早期発見を促し、コンプライアンス体制の機能を補完しています。

(4) 連結子会社における業務の適正の確保に対する取組状況

- ① 連結子会社の経営管理につきましては、「関連会社管理規程」に基づき、総合企画部にて経営状況の月例報告を受けるなど、連結子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、連結子会社から重要な経営上の事案については、事前報告または申請を受け、助言、承認を行うことで、連結子会社における業務の適正を確保しています。

- ② 当行の監査等委員会及び監査部は、連結子会社に対する監査を実施するとともに、情報交換を通じて連携を図り、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しています。

(5) 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

- ① 当事業年度は、監査等委員会を14回開催し、業務執行の適法性・適正性等に関して幅広く意見交換、審議、検証するとともに、厳正な監督を行いました。
- ② 監査等委員会は、代表取締役全員との会合を3回、監査部からの内部監査結果の報告を毎月、会計監査人との会合を13回実施したほか、監査等委員である取締役全員が取締役会（17回）に全て出席しました。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ございません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

11. 会計参与に関する事項

該当ございません。

12. その他

該当ございません。

第108期末（平成29年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け	127,628	預 金	1,797,029
現 預 け	37,008	当 座 預 金	75,657
商 品 有 価 証 券	90,619	普 通 貯 蓄 預 金	704,022
商 品 有 価 証 券	1,203	期 間 預 金	11,134
商 品 有 価 証 券	656	預 積 金	12,571
商 品 有 価 証 券	547	預 積 金	972,427
金 銭 の 信 託	2,264	他 の 預 金	10,972
有 価 証 券	590,315	借 入 金	10,243
国 地 方 債 債 権	210,350	借 入 金	75,454
社 債 債 権	72,172	外 債	75,454
株 式 債 権	108,194	外 債	9
そ の 他 の 証 券	35,281	為 替 債 権	6,989
貸 出 金	164,316	為 替 債 権	11,631
割 手 証 当 外 国 為 替 金	1,260,183	未 済 税 金	177
引 形 書 座	7,283	未 済 税 金	568
手 貸 貸 貸	42,259	未 済 税 金	2,048
付 付 越 替 け	1,074,199	未 済 税 金	741
替 替 替 替	136,441	未 済 税 金	2
預 為 替 産 用 益 品	2,459	未 済 税 金	33
預 為 替 産 用 益 品	2,361	未 済 税 金	787
預 為 替 産 用 益 品	41	未 済 税 金	204
預 為 替 産 用 益 品	57	未 済 税 金	7,066
預 為 替 産 用 益 品	4,655	未 済 税 金	657
預 為 替 産 用 益 品	119	未 済 税 金	969
預 為 替 産 用 益 品	43	未 済 税 金	299
預 為 替 産 用 益 品	2,056	未 済 税 金	433
預 為 替 産 用 益 品	33	未 済 税 金	2,548
預 為 替 産 用 益 品	2,402	未 済 税 金	2,724
預 為 替 産 用 益 品	23,814	未 済 税 金	2,056
預 為 替 産 用 益 品	5,103	未 済 税 金	1,900,802
預 為 替 産 用 益 品	17,372	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	738	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	1	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	599	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	3,395	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	3,318	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	77	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	2,056	未 済 税 金	
預 為 替 産 用 益 品	△8,554	未 済 税 金	
資 産 の 部 合 計	2,009,423	負 債 の 部 合 計	1,900,802
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 剰 余 金	37,461
		資 本 剰 余 金	32,695
		資 本 剰 余 金	15,000
		資 本 剰 余 金	17,695
		資 本 剰 余 金	16,750
		資 本 剰 余 金	1,847
		資 本 剰 余 金	14,903
		資 本 剰 余 金	14,903
		資 本 剰 余 金	△1,023
		資 本 剰 余 金	85,883
		資 本 剰 余 金	18,788
		資 本 剰 余 金	3,815
		資 本 剰 余 金	22,604
		資 本 剰 余 金	132
		資 本 剰 余 金	108,620
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,009,423

第108期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	31,879
資金運用収益	23,379
貸出金利	17,036
有価証券利息配当金	6,276
コール口－ン利息	0
預け金利息	39
その他の受入利息	26
役務取引等収益	6,202
受入為替手数料	1,186
その他の役務収益	5,016
その他の業務収益	241
国債等債券売却益	170
金融派生商品収益	70
その他の経常収益	2,055
償却債権取立益	1
株式等売却益	1,676
金銭の信託運用益	1
その他の経常収益	376
経常費用	26,535
資金調達費用	1,496
預金利息	1,418
債券貸借取引支払利息	2
借入金利息	48
社債利息	27
その他の支払利息	0
役務取引等費用	2,270
支払為替手数料	235
その他の役務費用	2,034

(単位：百万円)			
科 目		金	額
そ の 他 業 務 費 用		68	
外 国 為 替 売 買 損		49	
商 品 有 価 証 券 売 買 損		13	
国 債 等 債 券 売 却 損		5	
営 業 経 費		20,788	
そ の 他 経 常 費 用		1,911	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		1,285	
貸 出 金 償 却		1	
株 式 等 売 却 損		238	
そ の 他 の 経 常 費 用		386	
			5,344
経 常 利 益			93
特 別 利 益			
固 定 資 産 処 分 益		93	
特 別 損 失			212
固 定 資 産 処 分 損		14	
減 損		198	
			5,224
税 引 前 当 期 純 利 益			
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		495	
法 人 税 等 調 整 額		1,516	
			2,011
法 人 税 等 合 計			
当 期 純 利 益			3,212

第108期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本								
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当期首残高	37,461	15,000	17,711	32,711	1,588	13,196	14,784	△1,046	83,910
当期変動額									
剰余金の配当						△1,292	△1,292		△1,292
当期純利益						3,212	3,212		3,212
利益準備金の積立					258	△258	—		—
自己株式の取得								△4	△4
自己株式の処分			△15	△15				27	12
土地再評価差額金の取崩						45	45		45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	△15	△15	258	1,707	1,965	22	1,972
当期末残高	37,461	15,000	17,695	32,695	1,847	14,903	16,750	△1,023	85,883

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	21,181	3,861	25,042	106	109,059
当期変動額					
剰余金の配当					△1,292
当期純利益					3,212
利益準備金の積立					—
自己株式の取得					△4
自己株式の処分					12
土地再評価差額金の取崩					45
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△2,392	△45	△2,438	26	△2,412
当期変動額合計	△2,392	△45	△2,438	26	△439
当期末残高	18,788	3,815	22,604	132	108,620

第108期末（平成29年3月31日現在）連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	127,643	預 金	1,790,710
商 品 有 価 証 券	1,203	借 用 金	85,963
金 銭 の 信 託	2,264	外 国 為 替	9
有 価 証 券	590,737	新 株 予 約 権 付 社 債	6,989
貸 出 金	1,257,009	そ の 他 負 債	15,134
外 国 為 替	2,459	賞 与 引 当 金	706
そ の 他 資 産	20,614	役 員 賞 与 引 当 金	8
有 形 固 定 資 産	24,439	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,326
建 物	5,187	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	24
土 地	17,578	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	299
リ ー ス 資 産	2	偶 発 損 失 引 当 金	433
建 設 仮 勘 定	1	繰 延 税 金 負 債	2,184
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,669	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	2,724
無 形 固 定 資 産	3,406	支 払 承 諾	2,056
ソ フ ト ウ ェ ア	3,325	負 債 の 部 合 計	1,909,570
リ ー ス 資 産	0	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	80	資 本 金	37,461
繰 延 税 金 資 産	95	資 本 剰 余 金	32,665
支 払 承 諾 見 返	2,056	利 益 剰 余 金	17,063
貸 倒 引 当 金	△9,912	自 己 株 式	△1,023
		(株 主 資 本 合 計)	86,166
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	18,796
		土 地 再 評 価 差 額 金	3,815
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△900
		(その他の包括利益累計額合計)	21,711
		新 株 予 約 権	132
		非 支 配 株 主 持 分	4,437
		純 資 産 の 部 合 計	112,447
資 産 の 部 合 計	2,022,017	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,022,017

第108期（平成28年4月1日から） （平成29年3月31日まで）連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益	23,402	37,563
貸出証券の運用益	17,048	
有価証券の売却益	6,287	
コールローンの他取扱い	0	
預金の利息	39	
その利息	26	
役所の引業等	6,805	
その引業等	241	
償却の他取扱い	7,114	
その償却の他取扱い	2	
経常収益	7,111	
経常費用	1,577	31,674
預借社その他の引当金	1,416	
債券の他取扱い	2	
借入金の利息	125	
その他の利息	27	
その利息	5	
役所の引業等	2,299	
その引業等	68	
営所の引業等	21,080	
その引業等	6,649	
貸倒引当金の繰上	1,438	
その繰上	5,210	
経常利益	5,889	
特別利益	93	
固定資産の処分益	93	
固定資産の処分損失	21	220
減価償却資産の処分損失	198	
税金等調整前当期純利益	5,762	
法人税等	663	
法人税	1,561	
法人税		2,225
法人税		3,536
法人税		243
法人税		3,293

第108期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	37,461	32,681	15,016	△1,046	84,112
当期変動額					
剰余金の配当			△1,292		△1,292
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,293		3,293
自己株式の取得				△4	△4
自己株式の処分		△15		27	12
土地再評価差額金の取崩			45		45
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）					
当期変動額合計	—	△15	2,046	22	2,053
当期末残高	37,461	32,665	17,063	△1,023	86,166

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	退 職 給 付 係 数 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当期首残高	21,185	3,861	△929	24,116	106	4,156	112,492
当期変動額							
剰余金の配当							△1,292
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,293
自己株式の取得							△4
自己株式の処分							12
土地再評価差額金の取崩							45
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額（純 額）	△2,388	△45	29	△2,405	26	280	△2,098
当期変動額合計	△2,388	△45	29	△2,405	26	280	△44
当期末残高	18,796	3,815	△900	21,711	132	4,437	112,447

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 川 琢 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 智 章 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月11日

株式会社 第三銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 大 村 真 敏 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 石 川 琢 也 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 伊 藤 智 章 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社第三銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社第三銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第108期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他の内部統制所管部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な支店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る（1）事業報告及びその附属明細書、（2）計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに（3）連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議と運用の状況の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社第三銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 濱 岡 正 己 ㊞

監査等委員 梶 本 力 ㊞

監査等委員 土 橋 伸 好 ㊞

監査等委員 中 川 昇 ㊞

（注）監査等委員濱岡正己、土橋伸好及び中川昇は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当行は内部留保の充実による自己資本の向上と長期安定的な経営基盤の拡充、ならびに安定的な配当の継続を図ることを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、下記のとおりいたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式	1株につき金50円	総額	907,501,900円
--------	-----------	----	--------------

当行A種優先株式	1株につき金59円20銭	総額	355,200,000円
----------	--------------	----	--------------

なお、優先株式の配当金は所定の金額であります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 の 株 式 数	当 行 と の 特 別 の 利 害 関 係
1	谷 川 憲 三 (昭和17年12月13日生)	昭和40年 4 月 大蔵省入省 昭和59年 6 月 国際金融局企画課長 昭和60年 6 月 近畿財務局総務部長 平成 元年 7 月 青森県副知事 平成 4 年 6 月 関東財務局長 平成 5 年 7 月 公営企業金融公庫理事 平成 9 年 3 月 当行顧問 平成 9 年 6 月 専務取締役 平成12年 6 月 取締役副頭取 平成13年 6 月 取締役頭取 平成20年 6 月 取締役会長 平成24年 5 月 取締役会長兼頭取 平成24年 6 月 取締役会長 現在に至る (重要な兼職) 松阪商工会議所会頭	普通株式 12,600株	なし
【取締役候補者とした理由】 近畿財務局総務部長、青森県副知事、関東財務局長、公営企業金融公庫理事など様々な分野で要職を歴任し、金融行政における豊富な経験と幅広い知見を有しております。平成9年3月当行顧問として就任後、専務取締役、取締役副頭取を経て、平成13年6月からは取締役頭取、平成20年6月からは取締役会長として企業経営全般に関して経営手腕を発揮するとともに、取締役会議長として取締役会の意思決定の機能を高めてまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行株式の数	当行との 特別の 利害関係
2	いわま ひろし 岩 間 弘 (昭和29年 9 月13日生)	昭和52年 4 月 当行入行 平成10年 1 月 石薬師支店長 平成12年 6 月 亀山支店長 平成15年 6 月 総合企画部長 平成16年 6 月 執行役員総合企画部長 平成19年 6 月 取締役兼執行役員総合企画部長 平成22年 6 月 常務取締役兼執行役員 平成24年 6 月 取締役頭取兼執行役員 秘書室担当 現在に至る	普通株式 11,300株	なし
		【取締役候補者とした理由】 昭和52年 4 月当行入行後、亀山支店長、執行役員総合企画部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。また、平成19年 6 月取締役に就任し、平成24年 6 月からは取締役頭取として取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、事業運営に関する業務執行を統括し、企業経営全般に関して経営手腕を発揮してまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。		
3	いぐち あつし 井 口 篤 (昭和30年11月 8 日生)	昭和53年 4 月 当行入行 平成17年 6 月 リスク管理部長 平成20年 6 月 営業本部営業企画部長 平成21年 6 月 執行役員営業本部営業企画部長 平成22年 6 月 執行役員総合企画部長 平成24年 6 月 取締役兼執行役員総合企画部長 平成25年 6 月 常務取締役兼執行役員 総合企画部、リスク統括部、コンプライアンス統括部、証券国際部、人事総務部担当 現在に至る	普通株式 7,500株	なし
		【取締役候補者とした理由】 昭和53年 4 月当行入行後、リスク管理部長、営業本部営業企画部長、執行役員総合企画部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。また、平成24年 6 月に取締役に就任し、平成25年 6 月からは常務取締役として取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数	当行との 特別の 利害関係
4	ふじ た たか ひろ 藤 田 隆 弘 (昭和32年 9 月14日生)	昭和55年 4 月 当行入行 平成10年 1 月 戸田支店長 平成13年10月 平田駅前支店長 平成19年 6 月 営業本部営業企画部長 平成22年 6 月 執行役員システム企画部長 平成24年 6 月 取締役兼執行役員システム企画部長 平成26年 6 月 取締役兼執行役員事務統括部長 平成27年 6 月 常務取締役兼執行役員融資本部長、融資本部、事務統括部担当 現在に至る	普通株式 7,500株	なし
【取締役候補者とした理由】 昭和55年4月当行入行後、平田駅前支店長、営業本部営業企画部長、執行役員システム企画部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。また、平成24年6月に取締役に就任し、平成27年6月からは常務取締役として取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。				
5	あさ の あきら 浅 野 章 (昭和33年 1 月25日生)	昭和55年 4 月 当行入行 平成10年 1 月 榎原支店長 平成21年 8 月 名古屋支店長 平成23年 6 月 営業本部法人推進部長 平成24年 6 月 執行役員審査部長 平成25年 6 月 執行役員営業本部副本部長 平成26年 6 月 取締役兼執行役員営業本部副本部長 平成26年 8 月 取締役兼執行役員営業本部地区営業部長兼本店営業部長 平成28年 6 月 常務取締役兼執行役員営業本部長、営業本部、経済研究所担当 現在に至る	普通株式 3,000株	なし
【取締役候補者とした理由】 昭和55年4月当行入行後、名古屋支店長、営業本部法人推進部長、執行役員審査部長、執行役員営業本部副本部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。また、平成26年6月に取締役に就任し、平成28年6月からは常務取締役として取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 株 式 の 数	当 行 と の 特 別 の 利 害 関 係
6	きたむらあきら 北村晶 (昭和32年 1 月24日生)	昭和54年 4 月 当行入行 平成11年 1 月 櫛田支店長 平成13年 6 月 久居支店長 平成20年 6 月 リスク管理部長 平成25年11月 営業本部法人推進部長 平成26年 6 月 取締役監査部長 平成28年 6 月 取締役兼執行役員営業本部地区営 業部長兼本店営業部長 現在に至る	普通株式 6,200株	なし
		【取締役候補者とした理由】 昭和54年 4 月当行入行後、久居支店長、リスク管理部長、営業本部法人推進部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。また、平成26年 6 月に取締役役に就任し、取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。		
7	さかもとやすたか 坂本康隆 (昭和34年 4 月23日生)	昭和57年 4 月 当行入行 平成13年10月 千里支店長 平成21年 8 月 桑名支店長 平成25年 6 月 執行役員経営戦略プロジェクトリ ーダー 平成26年 8 月 執行役員営業本部副本部長 平成27年 6 月 取締役兼執行役員事務統括部長 平成28年 6 月 取締役監査部長 現在に至る	普通株式 4,600株	なし
		【取締役候補者とした理由】 昭和57年 4 月当行入行後、桑名支店長、執行役員経営戦略プロジェクトリーダー、執行役員営業本部副本部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。また、平成27年 6 月に取締役役に就任し、取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。		

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する株式の数	当行との特別の関係
8	やま かわ けん いち 山 川 憲 一 (昭和35年10月11日生)	昭和58年 4 月 当行入行 平成13年10月 伊勢長島支店長 平成22年 6 月 四日市支店長 平成24年 6 月 営業本部営業企画部長 平成25年 6 月 執行役員営業本部営業企画部長 平成27年 6 月 執行役員営業本部地区営業部長 平成28年 6 月 取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業推進部長 平成28年10月 取締役兼執行役員営業本部副本部長 現在に至る	普通株式 4,300株	なし
【取締役候補者とした理由】 昭和58年4月当行入行後、四日市支店長、営業本部営業企画部長、執行役員営業本部地区営業部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。また、平成28年6月に取締役に就任し、取締役会の適切な運営に積極的に関わるとともに、企業経営に関して経営手腕を発揮してまいりました。 引き続き、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。				
9	※ かわ せ かず や 川 瀬 和 也 (昭和41年 3 月20日生)	昭和63年 4 月 当行入行 平成16年10月 中央通支店長 平成26年 6 月 総合企画部長 平成27年 6 月 執行役員総合企画部長 現在に至る	普通株式 3,000株	なし
【取締役候補者とした理由】 昭和63年4月当行入行後、中央通支店長、総合企画部長、執行役員総合企画部長などを歴任し、豊富な業務経験を有しております。 こうしたこれまでの実績を踏まえ、豊富な経験と見識を活用して、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者として選任しました。				

(注) ※印は新任取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任および報酬等について、監査等委員会の意見の概要は以下のとおりであります。

当委員会は、取締役候補者について、取締役会の構成、各候補者の資質と実績、さらに株式会社三重銀行との経営統合を見据えた取締役会全体の実効性等の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、指名諮問委員会（社外取締役が委員の半数を占めています）における審議など適切な手続きを経て指名されており、当行の経営理念・経営手法に造詣が深く、中長期的な企業価値の向上など取締役としての職責と役割を果たしうる人選がなされていると判断しましたので、指摘すべき事項はありません。

なお、当委員会は、代表取締役その他の業務執行取締役の報酬等について、各取締役の報酬等の額は株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会（委員長が社外取締役、社外取締役が委員の半数を占めています）の慎重な審議を経て決定されていますので、指摘すべき事項はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 の 株 式 数	当 行 と の 特 別 の 利 害 関 係
1	はま おか まさ み 濱 岡 正 己 (昭和30年6月2日生)	昭和54年4月 日本銀行入行 平成10年1月 同行国際局国際収支課長 平成13年7月 同行文書局厚生課長 平成18年8月 同行盛岡事務所長 平成23年6月 当行社外監査役（常勤監査役） 平成27年6月 当行社外取締役（常勤監査等委員） 現在に至る	普通株式 2,100株	なし
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 日本銀行出身者として、豊富な経験と財務・会計に関する適切な知見を有しております。また、平成23年6月当行監査役（社外）に就任し、平成27年6月からは監査等委員である取締役（社外）として業務執行に対する監査など適切に職責を果たすとともに、取締役会および監査等委員会において、独立した客観的な立場から経営の重要事項等に関して助言・提言を行ってまいりました。 同氏は、当行の社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、引き続き、豊富な経験と見識を活用して、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任しました。				

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 行 の 株 式 数	当 行 と の 特 別 の 利 害 関 係
2	なか がわ のぼる 中 川 昇 (昭和25年2月5日生)	昭和49年4月 松阪市役所入所 平成10年6月 市民生活部環境課長 平成17年4月 嬉野振興局長 平成20年3月 松阪市副市長 平成26年6月 当行社外監査役 平成27年6月 当行社外取締役（監査等委員） 現在に至る	普通株式 600株	なし
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 嬉野振興局長、松阪市副市長などを歴任し、松阪市行政における豊富な経験と幅広い見識を有しております。また、平成26年6月当行監査役（社外）に就任し、平成27年6月からは監査等委員である取締役（社外）として業務執行に対する監査など適切に職責を果たすとともに、取締役会および監査等委員会において、独立した客観的な立場から経営の重要事項等に関して助言・提言を行ってまいりました。 同氏は、当行の社外役員となること以外の方法で企業経営に関与した経験はありませんが、引き続き、豊富な経験と見識を活用して、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任しました。			
3	※ なか むら かず ひろ 中 村 和 弘 (昭和31年11月5日生)	昭和50年4月 当行入行 平成12年6月 御浜支店長 平成17年6月 堀田支店長 平成26年6月 融資本部審査部長 平成27年6月 三銀ビジネスサービス株式会社 代表取締役社長 現在に至る	普通株式 4,400株	なし
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 昭和50年4月当行入行後、堀田支店長、融資本部審査部長などを歴任し、平成27年6月からは連結子会社である三銀ビジネスサービス株式会社の代表取締役社長を務めるなど、豊富な業務経験を有しております。 こうしたこれまでの実績を踏まえ、豊富な経験と見識を活用して、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任しました。			

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当行における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当行の株式数	当行との 特別の 利害関係
4	※ の 野呂昭彦 (昭和21年8月28日生)	昭和58年12月 衆議院議員（平成8年9月まで、 連続4期） 平成2年2月 厚生政務次官 平成12年5月 松阪市長（平成15年2月退任） 平成15年4月 三重県知事（平成23年4月退任）	普通株式 0株	なし
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 衆議院議員として厚生政務次官などの要職を歴任し、幅広い見識を有しております。また、松阪市長、三重県知事として、地方行政における豊富な経験と幅広い見識を有しております。 同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、こうしたこれまでの実績を踏まえ、豊富な経験と見識を活用して、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化を通じて、当行の更なる企業価値向上に貢献できる人物であると判断し、監査等委員である取締役候補者として選任しました。				

- (注) ※印は新任監査等委員である取締役候補者であります。
1. 濱岡正己氏、中川昇氏および野呂昭彦氏は社外取締役候補者であります。
 2. 当行は、濱岡正己氏および中川昇氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として、上記取引所に届け出ており、濱岡正己氏および中川昇氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、濱岡正己氏および中川昇氏は引き続き独立役員（社外取締役）となる予定であります。
 3. 当行は、野呂昭彦氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、野呂昭彦氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）とする予定であります。
 4. 濱岡正己氏および中川昇氏は、現在当行の監査等委員である社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもってそれぞれ2年となります。
 5. 当行は、中川昇氏との間で、会社法第427条第1項および定款第30条の規定に基づき責任限定契約を締結しております。中川昇氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、当行は中川昇氏との間で当該契約を継続する予定であります。
当該契約に基づく賠償責任限度額は、中川昇氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。
 6. 当行は、野呂昭彦氏が監査等委員である取締役に選任され就任した場合、野呂昭彦氏との間で、会社法第427条第1項および定款第30条の規定に基づき責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく賠償責任限度額は、野呂昭彦氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無いときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額となります。

- (参考：独立社外取締役の独立性判断基準)
1. 当行または連結子会社の業務執行取締役、執行役員またはその他の使用人（以下、「業務執行者」という。）ではなく、過去においても業務執行者ではなかったこと。
 2. 当行または連結子会社を主要な取引先※1とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者ではなかったこと。
 3. 当行または連結子会社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間ににおいても業務執行者ではなかったこと。
 4. 当行の現在の主要株主（議決権所有割合10%以上の株主をいう。以下同じ。）、または当該主要株主が法人である場合には、当該主要株主またはその親会社、もしくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員または支配人その他の使用人ではないこと。
 5. 当行または連結子会社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額。）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと。

6. 当行または連結子会社から取締役および監査役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の取締役等の役員ではないこと。
7. 現在、当行または連結子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当行または連結子会社の監査業務を担当したことがないこと。
8. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当行または連結子会社から、過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当行または連結子会社を主要な取引先とする法律事務所のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと。
9. 当行または連結子会社の取締役、執行役員、監査役、または部長などの重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という。）の近親者※2ではなく、また、最近5年間において当該取締役、執行役員、監査役または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が2、3、4、5、7、8と同様の基準に該当しないこと。
10. その他、当行の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。
11. 仮に上記2～9のいずれかの要件を満たさない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当行の独立取締役としてふさわしいと当行が考える者については、当行は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ当該人物が当行の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当行の独立社外取締役とすることができる。

※1 「主要な取引先」：直近の事業年度における年間連結総売上高（当行の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定。

※2 「近親者」：配偶者または、二親等以内の親族もしくは、同居の親族。

以 上

＜インターネット等による議決権行使のお手続きについて＞

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使くださいようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席の場合は、郵送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

【議決権行使ウェブサイト URL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内にしたがって議案の賛否をご登録ください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）午後5時40分まで受付いたしますが、お早めに行ってください、ご不明な点等がございましたら次ページの問い合わせ先にお問い合わせください。

2. インターネット等による議決権行使のためのシステム環境について

パソコン、スマートフォン等によるインターネットのご利用環境やご加入サービスご使用機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合がございます。ご不明な点等がございましたら、次ページの株主名簿管理人までお問い合わせください。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご承知ください。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

<機関投資家の皆様へ>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいようお願い申し上げます。

(問い合わせ先)

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】  0120-652-031 (午前 9 時～午後 9 時)

<その他のご照会>  0120-782-031 (平日午前 9 時～午後 5 時)

〈メ モ 欄〉

Blank lined area for notes.

〈メ モ 欄〉

Blank lined area for notes.

株主総会 会場ご案内図

会場

三重県松阪市中央町520番地の1
**当行教育センター
4階大会議室**

電話 0598 (51) 3131

交通のご案内

「松阪駅」北口より
徒歩約15分

- 当日は松阪駅（北口）と当行本店に
送迎のお車（9時45分まで）を用意
いたしておりますのでご利用下さ
い。

